所得税の確定申告、市・道民税の申告方法

新型コロナウイルス感染症対策に係る申告受付時の注意事項

○マスクの着用をお願いします。
○申告会場にて、検温を実施します。
○以下に当てはまる場合、申告会場への入場をお断りさせていただきます。
・検温にご協力いただけない方
・体調が良くない方
・発熱やせき、のどの痛みなど、通常時と異なる症状がある方
・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方　など

≪滝川市役所での申告受付が中止になった場合≫
申告会場での感染者発生など、新型コロナウイルス感染症の関係で申告受付が中止となった場合は、市公式ホームページおよび市公式ＬＩＮＥアカウントでお知らせします。
★ＬＩＮＥで中止のお知らせを受け取ることを希望される方は、事前に友だち登録をお願いします。

滝川市公式ＬＩＮＥアカウントの友だち登録はこちらから↑

※所得税の申告受付が中止になった場合は、国税庁ホームページでお知らせします。

申告に必要なもの

1．番号確認書類(マイナンバーカード＜個人番号カード＞・マイナンバー入りの住民票の写しなど)
※扶養親族がいる場合は、扶養親族のマイナンバーを控えてきてください。

2．身元確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など)

3．預金通帳など口座番号がわかるもの(申告者本人のものに限る)

4．収入や必要経費などを証明する書類(以下は主なもの)
・会社から発行された給与所得の『源泉徴収票』
・年金保険者から発行された『公的年金の源泉徴収票』　※少額のものもすべて必要です。
・営業、不動産所得の場合『帳簿』『収支内訳書』『領収書(経費)』など
・その他、一時的な収入がある場合『保険会社等から発行された証明書』など

5．控除額算定のために必要な書類(以下は主なものであり、該当する場合は持参してください)
・『任意継続保険料領収書』または各加入健康保険組合で発行の『納付証明書』
・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の『領収書』または『納付証明書』
・『国民年金保険料領収書(日本年金機構から送付される控除証明書)』
・『生命保険料控除証明書』
・『地震保険料(旧長期損害保険料)控除証明書』
・『障害者手帳または障害者控除対象者認定書』
※『障害者控除対象者認定書』についての詳細はP20をご覧ください。
・寄附金の『受領証』、『証明書』
※地方公共団体や住所地の共同募金会・日本赤十字社支部のほか、住所地の都道府県市町村が条例で指定している団体などに対する寄附金が対象になります。
・『医療費控除の明細書』または『セルフメディケーション税制の明細書』
※用紙は税務課(市役所３階)３番窓口または税務署に備え付けのものか、国税庁ホームページよりダウンロードしたものをお使いください。